

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年度に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 27 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

令和5年度 行政監査結果報告書

県が実施する建設事業における市町村負担金の
徴収事務について

令和6年3月

岐阜県監査委員

令和5年度 行政監査結果報告書 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	2
第4	監査の実施内容	2
第5	監査の結果	3
第6	監査意見【検討事項】	10
	関係法令等	11

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第1項の規定による財務監査

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第199条第1項により財務事務等を監査することとされているほか、第2項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができることとされている。

本県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどの観点から監査している。

行政監査でとりあげるテーマは、財務に関する事務にも関連することがあり、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがある。

第2 監査の対象

1 テーマ

県が実施する建設事業における市町村負担金の徴収事務について

2 テーマ選定の理由

県が実施する道路改良事業や急傾斜地崩壊対策事業などの建設事業については、「県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（昭和49年3月22日議第39号議決）」（以下「議決」という。）に基づき、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることとされている。

そして、地方財政法第27条第1項、道路法第52条第1項及び下水道法第31条の2第1項の規定により、当該事業に係る負担金、分担金（以下「負担金等」という。）が徴収されることとなっている。

負担金等の徴収時期については、「分担金及び負担金の徴収時期について（通知）（平成28年4月1日付け財第2号）」（以下「財政課通知」という。）により、原則として、工事着工時（以下「着工時」という。）までにその50%、工事完了時（以下「完了時」という。）までに残余の50%を徴収することとされている。

道路新設改良事業ほか6事業の令和4年度の歳入決算額は、表1のとおり、約26.3億円となっているが、このうち建設事業における市町村負担金額は約16.4億円に上り、継続的に徴収事務が実施されている。

(表1) 道路新設改良事業ほか6事業の令和4年度の歳入決算額

	事業名	令和4年度決算額
1	道路新設改良事業	1,737,633,975円
2	舗装道新設事業	10,799,745円
3	急傾斜地崩壊対策事業	116,474,422円
4	岐阜駅周辺鉄道高架事業	88,877,223円
5	街路事業(単独事業として行う既設歩道舗装事業を除く。)	421,398,304円
6	流域下水道事業	247,990,221円
7	林道事業(山のみち地域づくり交付金に係る事業に限る。)	13,341,588円
	合計	2,636,515,478円

※道路新設改良事業には、他県からの負担金収入990,342,000円等が含まれている。

令和4年度に実施した岐阜土木事務所及び岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の定期監査において、令和3年度に係る建設事業の着工時の負担金の徴収に当たり、関係市町への負担金に係る承諾書の提出依頼の遅れにより事務手続の遅延が生じ、徴収が適切に実施されていない事態が見受けられた(当該事態については後述する。)

そこで、上記両事務所の建設事業に係る完了時の負担金の徴収事務を確認するとともに、他の機関における当該事務手続について監査を行うものである。

3 監査の対象とする徴収事務

令和4年度に実施された道路新設改良事業ほか6事業の負担金に係る徴収事務(一部令和3年度実施分を含む。)

第3 監査の着眼点

- 1 徴収事務が、会計規則、財政課通知等に沿って適切に実施されているか
- 2 徴収された負担金は県の資金管理計画に適切に反映されているか

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類による実態等の予備監査を実施した後、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

<監査対象機関>

本庁：森林経営課、都市整備課、(農地整備課)

現地：11 土木事務所、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所、流域浄水事務所

<監査の実施場所及び日程>

- 1 予備監査(監査委員事務局による実地調査)

表2の監査日程の部分のみ

- 2 本監査(監査委員による書面監査)

1705 会議室 令和6年2月29日

第5 監査の結果

1 市町村負担金の徴収事務の概要等

(1) 県が実施する建設事業に係る市町村負担金

県が実施する道路改良事業や急傾斜地崩壊対策事業などの建設事業については、「県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（昭和49年3月22日議第39号議決）」に基づき、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることとされている（別表 負担率の表を参照）。

そして、地方財政法第27条第1項、道路法第52条第1項及び下水道法第31条の2第1項の規定により、当該事業に係る負担金等が徴収されることとなっている。

(2) 市町村負担金の徴収事務手続に係る規定

調定期間については、岐阜県会計規則取扱要領第18条関係2により、着工時分徴収額は、起工何決裁日付けをもって調定すること、また、完了時分徴収額は、遅くとも工事請負契約の工期期日までに調定することと規定されている。

納入通知書の発付時期については、地方自治法第231条（歳入の収入の方法）の逐条解説によれば、歳入の調定がなされたときは、すみやかに原則として書面で納入の通知をなすべきであるとされている。

徴収時期については、財政課通知により、前記のとおり徴収時期が定められている。

(3) 県が実施する資金管理事務

岐阜県資金管理要領（以下「要領」という。）では、県が実施する事業に要する支払資金を確保するため、事業の進行に合わせて特定財源の収入を促進し、収入及び支出の時機を的確に予測するとともに、歳計現金の有効な活用及び適正な管理を図るために必要事項を定めている。同要領第3条では、収支等命令者は、翌月以降の収入及び支出の計画を年度別、月別、そして、収入計画の収入計画日ごとの、款別の合計額などに整理して、毎月24日までに会計管理者へ報告することとされている。

2 監査の結果

(1) 令和4年度の調定件数及び調定金額

監査対象機関における令和4年度の「款(07)分担金及び負担金」の調定件数及び調定金額は、表2のとおり、計996件、計16億7,375万円余となっていた。

そこで、上記の調定件数996件から、抽出条件（※）を基に抽出し、定期監査において162件について監査を実施した。

(表2)

	機関名	本監査日	予備 監査日	R4年度の調定件数 ・ 調定金額 (R5. 4. 3現在)		監査を 実施した 調定件数 (件)	左記に係る金額 (円)
				(件)	(円)		
1	森林経営課	7/28	6/23	6	13,341,588	6	13,341,588
2	都市整備課	8/29	7/31	4	41,633,775	2	34,773,775
3	岐阜土木事務所	12/22	11/21~22	160	310,742,342	18	39,837,325
4	大垣土木事務所	12/8	11/6~7	185	202,329,410	20	33,355,600
5	揖斐土木事務所	9/25	6/26~27	48	165,068,388	9	40,423,405
6	美濃土木事務所	10/11	7/6~7	44	62,227,982	10	8,096,526
7	郡上土木事務所	11/22	10/30~31	86	101,111,407	16	16,148,965
8	可茂土木事務所	11/1	9/27~28	88	54,038,954	15	20,110,878
9	多治見土木事務所	7/19	6/8~9	41	95,069,613	9	18,747,335
10	恵那土木事務所	11/27	10/24~25	39	179,115,744	6	15,451,040
11	下呂土木事務所	11/9	10/4~5	54	46,609,720	9	12,874,870
12	高山土木事務所	10/25	8/28~29	55	54,654,323	8	1,320,376
13	古川土木事務所	7/12	6/1~2	82	76,011,295	16	34,479,412
14	岐阜駅周辺鉄道高架工事 事務所	12/22	10/31	56	49,243,448	10	8,313,771
15	流域浄水事務所	7/14	6/5	48	222,557,221	8	35,689,063
			計	996	1,673,755,210	162	332,963,929

参考	農地整備課	7/28	6/23	473	1,275,087,091	17	488,711,560
----	-------	------	------	-----	---------------	----	-------------

※抽出条件：各土木事務所、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所及び流域浄水事務所については調定件数の概ね2割、調定件数100件以上の岐阜、大垣土木事務所は20件、調定件数10件以下の機関については全調定件数をそれぞれ抽出。

また、令和3年度の不適正事案に係る追加の検証として、令和3年度の完了時に係る徴収事務について、岐阜土木事務所は5件（計45,760,856円）、岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所は4件（計3,211,076円）、合計9件（48,971,932円）の監査を実施した。

(2) 監査の結果

監査したところ、各事務所等の徴収事務は、財政課通知等に沿って実施されていなかった。そして、収納が1か月以上遅れているなどのものが以下のように見受けられた。

<令和4年度分>

ア 着工時までに徴収すべき負担金について、事業着工時から数箇月経過した後に納入通知書を発付するなどしており、結果として収納が遅延している事態

森林経営課ほか6土木事務所では、表3のとおり、特段の理由がないのに、着工時までに徴収すべき負担金に係る納入通知書を、着工時から1か月から6か月経過した後に発付したため、結果として着工時から1か月から6か月遅れて負担金の50%相当額計15件3,504万円余を収納していた。

(表 3)

	納入通知書の発付 遅延が最長のもの	収納遅延が最長 のもの	収納が遅延していた案件	
			件数	合計金額
森林経営課	3 か月	4 か月	2 件	3,747,475 円
岐阜土木事務所	4 か月	5 か月	6 件	15,834,197 円
大垣土木事務所	2 か月	3 か月	1 件	948,475 円
揖斐土木事務所	2 か月	3 か月	2 件	10,648,907 円
美濃土木事務所	1 か月	1 か月	1 件	228,690 円
下呂土木事務所	1 か月	2 か月	2 件	3,610,970 円
高山土木事務所	6 か月	6 か月	1 件	27,665 円
		合計	15 件	35,046,379 円

また、高山土木事務所では、表 4 のとおり、着工時までに徴収すべき負担金の徴収を行わず、完了時に当該負担金と完了時までに負担すべき負担金と合わせた負担金 1 件計 6 万円余を徴収していた。このため、着工時までに徴収すべき負担金を 9 か月遅れて収納していた。

(表 4)

	収納が遅延していた 月数	完了時に一括徴収していた案件	
		件数	合計金額
高山土木事務所	9 か月	1 件	66,330 円

イ 完了時までに徴収すべき負担金について、事業完了から数箇月経過した後に納入通知書を発付しており、結果として収納が遅延している事態

岐阜土木事務所ほか 4 土木事務所では、表 5 のとおり、特段の理由がないのに、完了時までに徴収すべき負担金に係る納入通知書を、完了時から 1 か月から 8 か月経過した後に発付したため、結果として完了時から 2 か月から 9 か月遅れて負担金の 50% 相当額計 11 件 149 万円余を収納していた。

(表 5)

	納入通知書の発付 遅延が最長のもの	収納遅延が 最長のもの	収納が遅延していた案件	
			件数	合計金額
岐阜土木事務所	5 か月	6 か月	2 件	650,045 円
揖斐土木事務所	1 か月	2 か月	1 件	270,600 円
可茂土木事務所	8 か月	9 か月	3 件	121,110 円
下呂土木事務所	1 か月	2 か月	1 件	110,440 円
高山土木事務所	6 か月	6 か月	4 件	338,151 円 (注 1)
		合計	11 件	1,490,346 円

(注 1) 高山土木事務所の 4 件 338,151 円については、アの表 4 に示した 1 件 66,330 円を含む。

ウ 委託に係る負担金の徴収事務について一括して徴収している事態

岐阜、揖斐土木事務所では、委託に係る負担金について、着工時までに徴収せず完了時に一括徴収することとしており、表6のとおり、3件計95万円余を完了時に一括して徴収していた。このため、着工時までに徴収すべき負担金は5か月から9か月遅れて収納されていた。

なお、多治見、恵那土木事務所においても、抽出した案件には該当するものはなかったものの、委託に係る負担金を着工時までに徴収せず完了時に一括徴収していたことを聴取している。

(表6)

	収納遅延が最長のもの	完了時に一括徴収していた案件	
		件数	合計金額
岐阜土木事務所	9か月	2件	683,650円
揖斐土木事務所	5か月	1件	270,600円 (注2)
	合計	3件	954,250円

(注2) 揖斐土木事務所の1件270,600円については、イの表5の再掲である。

エ 着工時までに徴収すべき負担金について、起工時に行うべき調定の決議が行われず遅れて実施されていた事態

森林経営課ほか4土木事務所では、表7のとおり、起工時に行うべき調定の決議8件2,308万円余が7日から4か月遅れて実施されていた。

(表7)

	調定決議の遅延が最長のもの	調定決議が遅延していた案件	
		件数	合計金額
森林経営課	4か月	3件	5,497,475円 (注3)
岐阜土木事務所	15日	1件	349,965円
揖斐土木事務所	7日	1件	9,099,420円 (注4)
多治見土木事務所	1か月	1件	4,280,300円
恵那土木事務所	27日	2件	3,858,855円
	合計	8件	23,086,015円

(注3) 森林経営課の3件5,497,475円については、アの表3に示した2件3,747,475円を含む。

(注4) 揖斐土木事務所の1件9,099,420円については、アの表3に示した2件10,648,907円に含まれている。

オ 完了時までには徴収すべき負担金について、工期期日までに行うべき調定の決議が行われず遅れて実施されていた事態

岐阜土木事務所ほか4土木事務所では、表8のとおり、工期期日までに行うべき調定の決議5件963万円余が1日から5か月遅れて実施されていた。

(表8)

	調定決議の遅延が最長のもの	調定決議が遅延していた案件	
		件数	合計金額
岐阜土木事務所	5か月	1件	230,010円 (注5)
大垣土木事務所	2日	1件	21,230円
揖斐土木事務所	11日	1件	8,003,380円
多治見土木事務所	1日	1件	1,349,948円
高山土木事務所	11日	1件	27,665円 (注6)
	合計	5件	9,632,233円

(注5) 岐阜土木事務所の1件230,010円については、イの表5に示した2件650,045円に含まれている。

(注6) 高山土木事務所の1件27,665円については、イの表5に示した4件338,151円に含まれている。

カ 着工時、完了時までには徴収すべき負担金について、調定の決議後の納入通知書の発付が遅れて実施されていた事態

郡上土木事務所及び高山土木事務所では、表9のとおり、調定の決議後の納入通知書の発付5件373万円余が1か月遅れて実施されていた。

(表9)

	納入通知書の発付遅延が最長のもの	納入通知書の発付が遅延していた案件	
		件数	合計金額
郡上土木事務所	1か月	4件	3,400,835円
高山土木事務所	1か月	1件	332,840円
	合計	5件	3,733,675円

<令和3年度分>

キ 岐阜土木事務所及び岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所において、以下のとおり前記アと同様の事態が認められた。

(ア) 岐阜土木事務所及び岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所では、表10のとおり、特段の理由がないのに、着工時までには徴収すべき負担金に係る納入通知書を、着工時から3か月から5か月経過した後に発付したため、結果として着工時から3か月から5か月遅れて負担金の50%相当額計7件829万円余を収納していた。

(表 10)

	納入通知書の発付 遅延が最長のもの	収納遅延が 最長のもの	収納が遅延していた案件	
			件数	合計金額
岐阜土木事務所	3 か月	3 か月	3 件	4,830,077 円
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	5 か月	5 か月	4 件	3,462,937 円
		合計	7 件	8,293,014 円

(イ) 岐阜土木事務所では、表 11 のとおり、着工時までに徴収すべき負担金の徴収を行わず、完了時に当該負担金と完了時までに負担すべき負担金と合わせた負担金 2 件 4,050 万円余を徴収していた。このため、着工時までに徴収すべき負担金は 12 か月遅れて収納されていた。

(表 11)

	収納遅延が 最長のもの	完了時に一括徴収していた案件	
		件数	合計金額
岐阜土木事務所	12 か月	2 件	40,508,135 円

上記の大半の事務所等は、慣例として、関係市町村から負担金に係る承諾書を入手したうえで徴収事務を行っていた。これは、補正予算等によって、新たに事業が実施されることになったり、事業費が増額されたりすると、市町村負担金に係る事業費の変更分について、市町村における予算化が必要となるが、市町村の予算化の目途が立っていない状況で、事務所等が財政課通知等に沿って徴収事務を行おうとすると、期限までに徴収できなくなることが想定される。そこで、市町村から承諾書をあらかじめ入手できた後に徴収事務を開始することにしていただけたものと思料される。

そして、事務所等では、起工伺決裁日で調定決議をしているものの、市町村に対し負担金の承諾書の提出を依頼後、市町村負担金承諾書受理日を、納入通知書を発付する時期としていた。

しかしながら、実際に、市町村の予算化の目途が立っていない状況であったなどのために、承諾書を基に徴収事務を行わなければならなかった事務処理は、対象事務所等全体でも、14 件、調定金額 3,093 万円余に過ぎず（当該徴収事務処理は指摘の対象から外している。）、残りの大半の徴収事務は、財政課通知等に沿って処理することができたと認められる。

なお、着工時の徴収事務は、会計規則等により、起工伺決裁日をもって調定することとなっている一方で、財政課通知により、着工時までに負担金の 50%を徴収することとされていることから、仮に起工に係る決裁時から着工時までの期間が比較的短い場合は、徴収事務が極めて困難になることも想定される。また、完了時の徴収事務において、会計規則等により、遅くとも工事請負契約の工期期日までに調定することとなっている一方で、財政課通知により、完了時までに残余の 50%を徴収することとされていることから、仮に工期期日より早期に調定を行わなければ、完了時までに実施する必要がある徴収事務が極めて困難になることも想定される。

上記の事態に対しては、各事業の状況を的確に確認・記録するなどして、例外的な措置を認める手続を執ることで、十分対応できるものと認められた。

(3) 負担金の徴収事務と県の資金管理事務との関係

前記のとおり、要領第3条では、収支等命令者は、翌月以降の収入及び支出の計画を年度別、月別、そして、収入計画の収入計画日ごとの、款別の合計額などに整理して、毎月24日までに会計管理者へ報告することとされている。

しかし、各事務所等の負担金の徴収事務においては、徴収額が一度に1,800万円余に上ることもあるが、収入計画を報告していないものがあつたため、資金計画の正確性を欠くこととなった。

また、適時収入された負担金は資金管理され運用収益が確保できるものであるが、徴収時期の遅れは得るべき収益の逸失となる。

さらに、令和元年度から5年度における本県の一時借入金の実績累計をみたところ、85億円余から2,028億円余に上っているが、負担金の徴収事務を適時適切に行うことは、数箇月遅れて徴収するのに比べて、一時借入金を減らすことにもつながる可能性がある。

これらのことから、事務所等が財政課通知に沿って、負担金の徴収事務を行うこと、加えて、事務所等の収支等命令者が収入計画を会計管理者に報告することは、本県の資金計画を立案する際により精度が高い判断材料の一部となり、効率的、経済的な資金運用・資金調達につながり、歳計現金の有効な活用及び適正な管理を図るとした資金管理の趣旨から適時適切に行うことが必要と認められた。

3 参考：農地整備課における県営土地改良事業における分担金等の徴収事務

なお、土木事務所等が行っている市町村負担金徴収事務に類するものとして、農地整備課では県営土地改良事業における分担金等の徴収事務を行っている。

県営土地改良事業では、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年3月20日条例第4号）に基づき分担金等を徴収しており、徴収事務については、各農林事務所が行うのではなく、主務課である農地整備課において一括して行っている。

当該徴収は10月末と3月末に全農林事務所について賦課決定通知（岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（昭和45年4月1日規則第38号）第2条）を送付するなどして一括して行われており、徴収時期等について会計規則や財政課通知の規定どおりとはなっていない（ただし、出納管理課及び財政課と協議済。）。

徴収事務について確認したところ、特段問題となる点は見受けられなかった。

4 改善を必要とする事態

(2) 監査の結果 アからキに記載されている12機関においては、着工時までに徴収すべき負担金に係る納入通知書を、着工時から1か月から6か月経過した後に発付したため、結果として着工時から1か月から6か月遅れて負担金の50%相当額を収納していたり、着工時までに徴収すべき負担金の徴収を行わず、結果として完了時において当該負担金と完了時までに負担すべき負担金と合わせた負担金を着工時から5か月から12か月遅れて収納していたり、完了時までに徴収すべき負担金に係る納入通知書を、完了時から1か月から8か月経過した後に発付したため、結果として完了時から2か月から9か月遅れて負担金の50%相当額を収納（令和4年度 計28件3,722万円余、令和3年度 計9件4,880万円余）していたりなどしていた事態は適切ではなく、改善する必要があると認められる。

第6 監査意見【検討事項】

建設事業に係る負担金については、毎年度多額に上っており、今後も継続して実施されることが見込まれる。負担金の徴収事務については、建設事業に係る契約事務の手續上適時適切に実施されることが求められる。

前記の12機関においては、着工時まで徴収すべき負担金に係る納入通知書を、着工時から1か月から6か月経過した後に発付したため、結果として着工時から1か月から6か月遅れて負担金の50%相当額を収納していたり、着工時まで徴収すべき負担金の徴収を行わず、結果として完了時において当該負担金と完了時まで負担すべき負担金と合わせた負担金を着工時から5か月から12か月遅れて収納していたり、完了時まで徴収すべき負担金に係る納入通知書を、完了時から1か月から8か月経過した後に発付したため、結果として完了時から2か月から9か月遅れて負担金の50%相当額を収納していたりなどしていた。

市町村の予算化の目途が立っていない状況であったなどのために、承諾書を基に徴収事務を行わなければならないなかった事務処理は、対象となった事業の一部に過ぎず、残りの大半の徴収事務は、財政課通知等に沿って処理することができたと認められる。

着工時の徴収事務において、起工に係る決裁時から着工までの期間が比較的短い場合に、徴収事務が極めて困難になることも想定される。また、完了時の徴収事務において、工期期日より早期に調定を行わなければ、完了時まで実施する必要がある徴収事務が極めて困難になることも想定されるが、上記の事態に対しては、各事業の状況を的確に確認・記録するなどして、例外的な措置を認める手續を執ることで、十分対応できるものと認められた。

各事務所等の負担金の徴収事務においては、徴収額が一度に1,800万円余に上ることもあるが、収入計画を報告していないものがあったため、資金計画の正確性を欠くこととなった。

また、適時収入された負担金は資金管理され運用収益が確保できるものであるが、徴収時期の遅れは得べき収益の逸失となる。

さらに、令和元年度から5年度における本県の一時借入金の実績累計をみたところ、85億円余から2,028億円余に上っているが、負担金の徴収事務を適時適切に行うことは、数箇月遅れて徴収するのに比べて、一時借入金を減らすことにもつながる可能性がある。

これらのことから、事務所等が財政課通知に沿って、負担金の徴収事務を行うこと、加えて、事務所等の収支等命令者が収入計画を会計管理者に報告することは、本県の資金計画を立案する際により精度が高い判断材料の一部となり、効率的、経済的な資金運用・資金調達につながり、歳計現金の有効な活用及び適正な管理を図るとした資金管理の趣旨から適時適切に行うことが必要と認められる。

については、各事務所等において、議決に定められている各事業（別表参照）に係る負担金の徴収事務を、原則として、財政課通知等に沿って行うとともに、各事務所等及びこれらを所掌する主務課において、負担金の徴収事務が適正に実施されるよう例外的な措置を認める手續の取扱いを定めるなど、業務の実態に即したより適切な徴収事務手續を検討されたい。

【関係法令等】

○地方財政法

(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第 27 条 都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる

○道路法

(市町村の分担金)

第 52 条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

○下水道法

(市町村の負担金)

第 31 条の 2 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

○県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（昭和四十九年三月二十二日議第三十九号議決）

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第二十七条第一項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十二条第一項及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の二第一項の規定により、県の行う建設事業の要する経費の一部を関係市町村に次のとおり負担させるものとする。

(別表)

事業名	区分	負担率	
道路新設改良事業	単独事業	事業費の 10/100	
舗装・道新設事業	単独事業	事業費の 15/100	
軌道敷地内道路舗装補修事業	単独事業	事業費の 15/100	
	長大橋	事業費の 10/100	
	中小橋	事業費の 5/100	
河川浄化事業	公共事業	事業費の 1/3	
急傾斜地崩壊対策事業	公共施設関連区域	大規模斜面	事業費の 5/100
		緊急改築	事業費の 5/100
		その他	事業費の 10/100
	その他の区域	大規模斜面	事業費の 10/100
		緊急改築	事業費の 10/100
		その他	事業費の 20/100
	公共施設関連区域	大規模斜面	事業費の 5/100
		その他	事業費の 10/100
	その他の区域	大規模斜面	事業費の 10/100
		その他	事業費の 20/100
岐阜駅周辺鉄道高架事業	公共事業	事業費の 1/4	
	単独事業	事業費の 50/100	
	公共事業	事業費の 10/100	
街路事業 (単独事業として行う既設歩道舗装事業を除く。)	単独事業	事業費の 20/100	
	公共事業	事業費の 1/4	
	単独事業	事業費の 50/100	
流域下水道事業	公共事業	事業費の 27.5/100	
	単独事業	事業費の 35/100	
過疎地域公共下水道代行事業	財政力指数が県内過疎地域市町村の平均以下である他の市町村	事業費の 5/100	
	その他の市町村	事業費の 5/100	
林道事業 (山のみち地域づくり交付金に係る事業に限る。)	公共事業	事業費の 5/100	

○地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

○岐阜県会計規則

(調定決議書)

第 18 条 収支等命令者は、歳入の調定をしようとするときは、調定決議書（第二号様式）により行うものとする。

(納入の通知)

第 21 条 収支等命令者は、調定をしたときは、次に掲げる収入金を除き、納入通知書（第三号様式及び第三号様式の二）により納入義務者（以下「納入者」という。）に納入の通知をしなければならない。

一～七 (略)

2～4 (略)

○岐阜県会計規則取扱要領

第 18 条関係

1 (略)

2 県の行う土木その他の建設事業（本項中「工事」という。）に対する地元市町村等負担金については、工事着工時と完了時に分割徴収（分割率は、財政当局から指示がある。）する取扱いとなつては、これに係る調定の方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、債務負担行為に係る工事についてはこの限りでない。

(一) 工事着工時分徴収額は、起工伺決裁日付けをもつて調定すること。

(二) (略)

(三) 完了時分徴収額は、遅くとも工事請負契約の工期限日までに調定すること。ただし、当該工事について事故繰越を要するときの完了時分徴収額にあつては、三月三十一日付けをもつて調定するものとする。

○分担金及び負担金の徴収時期について（平成 28 年 4 月 1 日 財第 2 号）

県が行う建設事業に対する分担金及び負担金は、原則として、工事着工時までにその 50 パーセント、工事完了時までに残余の 50 パーセントを徴収するものとする。